

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	49 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	48 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から48年12月まで

私は、夫の転勤に伴い昭和50年3月にA市に転居し、同月か4月に市役所で国民年金の加入手続をした時に、窓口の職員から2年分の国民年金保険料を納付すれば、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した47年2月16日までさかのぼって保険料を納付したことになると説明を受けたので、市役所で2万円強の保険料を納付した。

しかし、申立期間の保険料が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年3月か4月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てしているところ、申立人の前後の任意加入者の資格取得日が50年3月であること、及び申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の集金方法欄に同年3月14日と記載があることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年3月に行われたことが推認でき、申立人は、この時に払い出された国民年金手帳記号番号により47年2月16日にさかのぼって被保険者資格を取得している。

また、申立人は、市役所で2万円強の保険料を納付したと申し立てしているところ、申立期間のうち時効が到来していない昭和48年1月から同年12月までの過年度保険料と、納付記録のある49年1月から50年3月までの保険料を合わせると2万700円となり、申立人が記憶する納付額とほぼ一致する。

さらに、A市は、過年度保険料の納付を希望する人に対して、窓口で手書きの納付書を発行していたとしており、昭和49年度から現年度の保険料についても納付書方式を採用していたことを踏まえると、申立期間のうち時効の到来していない48年1月から同年12月までの過年度保険料と現年度保険料を同時に納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和47年2月から同年12月までの保険料は、

加入手続が行われた 50 年 3 月時点では時効により過年度納付することはできない。

また、当時は第 2 回特例納付期間内であり、申立期間は国民年金の強制加入期間である上、A 市は、窓口で未納保険料のある被保険者に対し、特例納付の納付書を交付していたことから、当該期間の保険料も市役所の指定金融機関において特例納付することは可能であったものの、前記の昭和 48 年 1 月から 50 年 3 月までの保険料額(2 万 700 円)に当該期間の保険料を特例納付した場合の金額(9,900 円)を加えると 3 万 600 円となり、申立人が記憶する納付額と大きく相違する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和21年12月17日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年7月2日から21年12月17日まで

私は、昭和15年3月に商業学校卒業と同時にA社B支店の前身であるC社B支店に入社したが、18年6月に召集され21年7月に復員した。

その後、同社に復職して昭和21年12月に転職するまで勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が20年7月2日になっており、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和15年3月にC社B支店に入社、18年6月に陸軍に召集され、復員後から21年12月17日に転職するまでA社B支店に勤務していたとしているが、申立人に係る申立ての事業所の厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンラインの記録では、いずれも19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年7月2日に被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人は、D県健康福祉局社会福祉部社会援護課の発行する履歴書から、昭和18年6月13日に陸軍に召集され、21年6月28日に外地から復員したことが確認でき、当時の厚生年金保険法第59条の2により、19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、申立人が陸軍に召集されていた期間の20年7月2日に、被保険者の資格を喪失する理由

は見当たらない。

また、申立ての事業所の厚生年金保険被保険者名簿は、昭和 20 年 8 月の戦災及び同年 9 月の台風による水害により焼失又は滅失しており、申立ての事業所に係る現存する 2 種類の被保険者名簿はいずれも復元されたものである。

このうち、申立人について昭和 20 年 7 月 2 日資格喪失と記載されている被保険者名簿をみると、同日に資格喪失したとされる者が申立人を含め 21 人記載されており、このうち申立人と同様に召集されていたと推測できる同僚は、オンライン記録では、22 年 6 月 1 日資格喪失となっており、また、同様にオンライン記録では 20 年 7 月 2 日より後の日付けで資格喪失している女性二人も確認でき、当該名簿の記録とオンラインの記録に整合性が見られない。

さらに、申立ての事業所に係る現存する 2 種類の被保険者名簿のうち、上記とは別の被保険者名簿には、申立人の名前は無いが、名簿表紙に事業所情報として業態欄に「* 男 11 16」と記載されており、「*」は当時の業態区分コード、「男 11 16」は男性 11 人、女性 16 人を表していると考えられ、当該名簿に記載されている昭和 22 年 6 月 1 日までの資格取得者数が男性 11 人、女性 16 人であることが確認できるとともに、これら 27 人の被保険者については同一の筆跡で記載されており、いずれも同年 6 月 1 日以降に資格喪失していることから、当該名簿は、同年 6 月 1 日時点の在籍者について、同日以降に復元されたものと推測でき、それ以前に退職している申立人については被保険者記録が復元されなかったものと考えられる。

加えて、入社から陸軍に召集され、復員後、申立ての事業所に復職し、転職に至った経過に係る申立人の供述は、具体的かつ詳細であり、同僚の供述とも一致しており、申立期間に申立ての事業所に継続して勤務していたものと推認することができる。

以上の事実を前提とすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなせない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和 21 年 12 月 17 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を

改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和21年2月1日、資格喪失日は27年4月9日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和21年2月は40円、同年3月は100円、同年4月から22年2月までは150円、同年3月から同年5月までは180円、同年6月から23年3月までは400円、同年4月から同年7月までは600円、同年8月から24年1月までは2,400円、同年2月から同年4月までは3,900円、同年5月から25年4月までは4,000円、同年5月から同年7月までは4,500円、同年8月から26年9月までは6,000円、同年10月から27年3月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年2月1日から27年4月9日まで

私は、知人に勧められ、申立期間にA社B工場に勤務していた。一緒に勤めていた同僚は年金を受け取っているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立ての事業所で一緒に勤務していたとする同郷の友人及び申立人が記憶している同僚の厚生年金保険の加入記録が、申立ての事業所の厚生年金保険被保険者名簿で申立期間と同時期に確認できるとともに、申立人の記憶する当時の工場、事務所及び寮の位置、作業工程などが加入記録のある同僚の供述と一致し、不自然な点は見受けられないことから、申立人が申立期間に申立ての事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立ての事業所の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に記載のある被保険者の記録を確認したところ、申立人と同時期に申立ての事業所で働いていた同僚6人のうち5人の加入記録が基礎年金番号に統合されず、未統合のままになっているなど、未統合記録が多数確認できることから、申立ての事業所に

係る複数の被保険者名簿を実地に調査した結果、「昭和 26 年 3 月 31 日現在」として整理されている被保険者名簿において、申立人と同時期に入社した同郷の友人の記録の直前に、申立人と名は異なるものの申立人の旧姓と同姓で、生年月日の年が同じで月と日が逆となっている申立人の別名と一文字違いの名前の記載があることが確認でき、当該記録も基礎年金番号に統合されず未統合のままとなっている。

さらに、当該被保険者の資格取得日は昭和 21 年 2 月 1 日、資格喪失日が 27 年 4 月 9 日とされており、申立人は 21 年 1 月ごろから 27 年ごろまで申立ての事業所で勤務していたと供述しているところ、当該事業所の被保険者名簿では、この時期に資格取得している者の資格取得日は毎月初日（1 日）となっており、月の途中で入社した者も翌月初日（1 日）を資格取得日としていたものと推測され、申立人が 21 年 1 月中に入社したとすると、同年 2 月 1 日が資格取得日となっていることに不自然さは無い上、資格喪失日についても、申立人は退職後に C 町（現在は、D 町）に帰ったと供述しているところ、未統合記録の資格喪失日の 4 日後である 27 年 4 月 13 日に申立人が同町の住民となっていることが住民票により確認でき、申立人の供述と一致している。

加えて、申立人は、幼少時から両親、友人及び近所の人に別名で呼ばれており、申立ての事業所においても旧姓と別名の氏名を使用していたとしており、現在も申立人の近所に住んでいる知人夫婦は、「申立人を別名で呼んでいる。」と供述し、申立人の夫も「理由は不明だが、妻は子どものころから親に別名で呼ばれており、昭和 28 年に結婚して入籍するときにく*と振り仮名を付けた。」と供述している。

その上、申立ての事業所の被保険者名簿は、「昭和 22 年 5 月 1 日現在喪失」、「26 年 3 月 31 日現在男女」、「28 年 3 月 1 日現在女」など、特定の時期に何度か書き換えられており、これらの被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿の記載内容を見ると、氏名の漢字や生年月日の日付等の誤記を訂正しているものも多く見られ、未統合記録に係る名前及び生年月日についても誤記された可能性が高いものと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、当該未統合となっている厚生年金保険被保険者記録は、申立人に係るものであると認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、当該未統合となっている被保険者名簿の記録から、昭和 21 年 2 月は 40 円、同年 3 月は 100 円、同年 4 月から 22 年 2 月までは 150 円、同年 3 月から同年 5 月までは 180 円、同年 6 月から 23 年 3 月までは 400 円、同年 4 月から同年 7 月までは 600 円、同年 8 月から 24 年 1 月までは 2,400 円、同年 2 月から同年 4 月までは 3,900 円、同年 5 月から 25 年 4 月までは 4,000 円、同年 5 月から同年 7 月までは 4,500 円、同年 8 月から 26 年 9 月までは 6,000 円、同年 10 月から 27 年 3 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年2月1日から同年3月20日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を同年2月1日に、資格喪失日に係る記録を同年3月20日とし、同年2月の標準報酬月額を110円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年2月1日から同年3月20日まで
② 昭和21年8月1日から22年9月1日まで

私は、アルバイト（ボーイ）としてA社D支店で仕事をするようになり、その後、正社員になった。終戦と同時にE市に引き揚げ、昭和20年から22年までの間は、同社E支店又はF支店で勤務したと思う。

途中で仕事を変えたこともなく、A社ひと筋で勤務してきたのに、厚生年金保険に加入していない期間があるのは考えられないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立ての事業所の承継事業所の回答等から判断して、申立人は、昭和21年2月1日に申立ての事業所の前身の事業所であるG社本店からA社C支店に異動し、同年3月20日に同社E支店に異動するまで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和21年2月の標準報酬月額については、申立人のA社E支店における同年3月の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、110円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取

得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 21 年 2 月 1 日から同年 3 月 20 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、A社E支店の被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人は、同社E支店を昭和 21 年 8 月 1 日に資格喪失しているところ、申立ての事業所の承継事業所の回答から判断して、申立人は、同社E支店を同日に退職し、22 年 3 月 1 日にH支店に再度入行したことが認められる。

また、A社H支店は、申立人が同社H支店で被保険者資格を取得した日と同日の昭和 22 年 9 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間②については厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、同社H支店の被保険者名簿により、申立人の資格取得日と同日に資格取得している被保険者 21 人のうち、資格取得日前後の加入記録が確認できた 8 人についても、新規適用日以前から継続して加入記録のある者は見当たらない。

さらに、申立人は、「昭和 20 年から 22 年の間は、E支店又はF支店で勤務した。」としているところ、A社E支店及びF支店の被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の名前は見当たらない上、申立期間②当時の同僚から、申立人の勤務実態及び保険料控除に係る供述も得られず、このほかに、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、昭和57年9月から同年12月までは17万円、58年1月から同年3月までは18万円、同年4月及び同年5月は19万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が、申立人に係る昭和57年9月から58年5月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和58年6月23日から同年8月4日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年8月4日に訂正し、同年6月及び同年7月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和57年5月1日から58年6月23日まで
② 昭和58年6月23日から同年8月13日まで

私は、A社に勤務していたが、申立期間①について、社会保険事務所(当時)の記録の標準報酬月額と私が所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額に差があるか調査してほしい。

また、申立期間②について、社会保険事務所の記録では、昭和58年6月23日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになっているが、実際には、同年8月13日まで勤務していた。同年6月及び同年7月の給与明細書を所持しているので、同年8月13日まで厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額又は実際に支給されていたと認められる報酬月額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人は、申立期間①の13か月分の給与明細書を所持しており、給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額をみると、申立期間①のうち、昭和57年9月から58年5月までの9か月については、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除され、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額を超える額の給与が支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額及び給与支給額から、昭和57年9月から同年12月までは17万円、58年1月から同年3月までは18万円、同年4月及び同年5月は19万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和57年5月から同年8月までの4か月分の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に基づく保険料額と一致しており、当該期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、雇用保険の記録（離職日昭和58年8月3日）及び申立人が所持する昭和58年6月及び同年7月の給与明細書により、申立人がA社に同年8月3日まで勤務し、同年6月及び同年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和58年6月及び同年7月の給与明細書の保険料控除額から、同年6月及び同年7月は19万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和17年12月28日、資格喪失日は19年6月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

また、同社C事業所における被保険者の資格取得日は昭和19年6月1日であると認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額を、昭和19年6月は70円、同年7月から同年9月までは80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年12月から19年6月1日まで
② 昭和19年6月1日から同年10月1日まで

私は、昭和17年12月下旬に工業学校を卒業してすぐに、A社B事業所に入社し、部品製造の業務に1年半ぐらい従事し、その後、同社C事業所に転勤したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

同社B事業所に入社した際に、同事業所本館の玄関で撮影した写真があるので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「自分は、昭和17年12月下旬にD工業学校を繰り上げ卒業したその日のうちに列車に乗り、翌日にはA社B事業所に入社した。数日後に同事業所本館の玄関で記念写真を撮り、写真をもらった際に裏面に自分で「昭和17年A社B事業所入社記念」と記入した。」と供述しているところ、D工業学校の後身のD工業高等学校からの回答により、申立人が昭和17年12月27日に卒業したことが確認できる上、申立人が提出した写真の撮影場所が、文献資料により、昭和11年に建設された申立て

の事業所の本館の玄関前であるものと推認できることから、申立人が同年12月28日に申立ての事業所に入社したものと推認できる。

また、申立人は、「入社して、同事業所E工場に配属され、3か月間現場で働き、試験の結果、技手となり、部品製作の技術改正や製作工程改造の業務に従事した。」と供述するとともに、「同社のC事業所が人員不足で、自分の出身地に近かったのでC事業所に転勤となった。転勤となる前に上司から、F地方出身だから転勤した方が良いのではと言われた記憶がある。」と供述しているなど、申立期間に係る記憶は詳細かつ鮮明で不自然な点は見られない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人が同社B事業所後に勤務したとする同社C事業所で昭和19年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、17年12月28日から19年5月31日まで同社B事業所に勤務していたことが推認できる。

加えて、同社B事業所における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険（当時の名称は、労働者年金保険）加入に係る供述から、申立人は申立期間について厚生年金保険料を給与から控除されていたと推認できるとともに、当該製作所の厚生年金保険被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できることから、同年の被保険者名簿の復元当時、既に同社C事業所に転勤した後、退職していた申立人については、その加入記録は復元されなかったものと認められる。

これらの事実を前提にすると、申立てに係る同社B事業所での厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が昭和17年12月28日から19年5月31日まで継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る同社B事業所での厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が17年12月28日に被保険者資格を取得した旨の届出を行ったと認めるのが相当であり、かつ、同社B事業所における被保険者資格の喪失日は19年6月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間①の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万

円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、申立人は、同社C事業所に転勤後、部品工場で検査の業務に従事したとしており、当時、製造していた製品の機種統一番号を記憶しており、その供述は詳細かつ鮮明で、文献資料により、申立ての事業所で製造していた製品の機種統一番号と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人は同社C事業所で昭和19年10月1日に被保険者資格を取得したとされているが、申立人の被保険者台帳(旧台帳)では、申立人が同年6月1日に資格を取得し、20年11月1日に資格を喪失していることが確認できるとともに、申立期間②の期間は、当時の労働者年金保険においては、男子筋肉労働者を被保険者としていたところ、申立人の業務内容から判断すると、申立人は、被保険者であったと認められることから、事業主は、申立人が19年6月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を行ったと認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録から、昭和19年6月は70円、同年7月から同年9月までは80円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C支店）における資格取得日に係る記録を昭和50年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月1日から同年3月1日まで

私は、昭和36年にA社に入社し、平成14年に退職するまで、継続して勤務していたにもかかわらず、同社D支店から同社B支店に転勤した際の1か月の記録が無い。

転勤は昭和50年2月1日付けだったが、会社の担当者が誤って、資格取得日を同年3月1日として届け出たようだ。

給与支給明細書には厚生年金保険料が記載されているので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店から提出された人事記録、健康保険組合及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立ての事業所に継続して勤務（昭和50年2月1日にA社E部から同社B支店へ異動）していたことが認められるとともに、申立人から提出された昭和50年1月から同年4月までの給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書の厚生年金保険料控除額から19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格取得日を誤って昭和50年3月1日と届けたことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和43年11月から44年8月までは2万4,000円、同年9月及び同年10月は2万6,000円、同年11月及び同年12月は2万2,000円、45年1月から同年10月までは2万4,000円、同年11月及び同年12月は3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月1日から46年1月16日まで

私は、知人の紹介で、A社に勤務し始めてしばらくの期間の厚生年金保険の記録が無い。保険料を控除されている給与明細書があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係る給与明細書により、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が提出した申立事業所における給与明細書には、申立期間である昭和43年11月から46年1月までの年月が記載され、厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

さらに、申立人に係る給与明細書では、昭和45年10月の定時決定をしたことにより、翌月の同年11月から厚生年金保険料の控除額が増額していることが確認されることから、申立事業所では、厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたと判断されるため、申立期間である43年11月から45年12月までの厚生年金保険料が43年12月から46年1月までの給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料額から、昭和43年11月から44年8月までは2万4,000円、同年9月及び同年10月は2万6,000円、同年11月及び同年12月は2万2,000円、45年1月から同年10月までは2万4,000円、同年11月及び同年12月は3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時、申立事業所の親会社であったB社の保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、事業主が昭和46年1月16日を資格取得日として届け、社会保険事務所（当時）が同年8月11日に受け付けたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る43年11月から45年12月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 11 月 2 日まで

私は、昭和 17 年 3 月から A 社 B 支店に就職し、20 年 8 月 6 日の出勤途中に被爆した。その後しばらくして、C 社 B 支店に集まり業務を再開し、私も出勤したが、被爆の後遺症が出始めたため退職した。給与は 20 年 7 月分までしか受給しておらず、退職後は、会社とは連絡を取っていない。したがって、22 年 3 月 26 日に脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 4 か月後の昭和 22 年 3 月 26 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和 21 年 7 月 * 日に婚姻し改姓しており、改姓後の 22 年 3 月に脱退手当金の支給決定がなされているにもかかわらず、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び被保険者名簿は氏名の変更処理がなされておらず旧姓のままであることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人が、当時、受給可能であったのは、いわゆる短期脱退手当金であるが、申立人は、自己の申出により退職したと述べているところ、自己の都合によるものは、短期脱退手当金の支給対象となる厚生年金保険被保険者資格喪失要件に該当しない上、申立人が申立事業所で被保険者資格を喪失した昭和 20 年 11 月 2 日の前後 10 か月間に申立事業所において被保険者資格を取得した者が少なくとも 30 人はいることが被保険者名簿により確認でき、これらの者を新たに採用していたと考えられることから、短期脱退手当金の支給要件

として可能性がある戦争終結による事業所の廃止等により被保険者資格を喪失したことによるものにも該当するとは考え難く、支給記録自体への疑義がうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間①の被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和51年11月26日に、申立期間②の被保険者資格の喪失日に係る記録を63年5月16日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を11万8,000円、申立期間②の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月26日から同年11月26日まで
② 昭和63年4月27日から同年5月16日まで

私は、昭和49年3月にC社に入社し、入社後、1年か2年ぐらい経過したころ、A社に転籍となり、それ以降、平成12年3月31日まで途切れることなくA社に勤務した。

私に関する社会保険庁（当時）の記録上は、C社とA社との間で入退社を繰り返していたことになっているが、昭和50年か51年ごろのC社からの転籍後は平成12年3月まで一貫してA社に勤務しており、事業主であるA社により給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚及びその同僚が名前を挙げた同僚4人によると、申立人は、A社において、施設の開業（昭和51年）前から申立期間①及び②を含む平成12年3月まで途切れることなく正社員として勤務していたとしており、かつ、その4人の供述内容が一致していることから、申立人が申立期間①及び②当時、A社に勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録では、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録は、昭

和 49 年 3 月 15 日から平成 12 年 4 月 1 日までの期間において、A 社と申立期間当時に同社の親会社であった C 社との間で被保険者資格の取得と喪失を繰り返していることが確認でき、申立期間①及び②については、いずれの事業所においても被保険者記録は確認できない。

しかし、前記の同僚のうち、申立人と同様に A 社と C 社において、被保険者資格の取得及び喪失を繰り返していることが確認できる同僚の被保険者期間には、申立人のような空白期間は無い。

また、B 社は、「申立人が A 社に勤務していた期間は、当社が申立人に給与を支給し、その給与から厚生年金保険料を控除していた。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、A 社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 51 年 9 月のオンライン記録から、11 万 8,000 円、63 年 3 月のオンライン記録から、34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成元年2月13日、資格喪失日が12年12月1日とされ、当該期間のうち、元年2月13日から同年12月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における被保険者資格取得日を同年2月13日とし、申立期間のうち、同年2月から同年9月までの標準報酬月額を15万円、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月13日から同年12月1日まで

私は、申立期間当時、A社に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険事務所（当時）の記録によると、年金記録が無いので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成元年2月13日、資格喪失日が12年12月1日とされ、当該期間のうち、元年2月13日から同年12月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立事業所による申立人に係る在籍証明書及び申立事業所が加入していたC健康保険組合が保管する「健康保険被保険者台帳」から、申立人は、申立事業所に元年2月13日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所におけるオンライン記録から、平成元年2月から同年9月までは15万円、同年10月及び同年11月は16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を14万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月14日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日に支給された賞与台帳から、申立人は、14万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月14日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日に支給された賞与台帳から、申立人は、15万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年4月14日は12万8,000円、19年4月13日は12万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、12万8,000円(平成18年4月14日)及び12万9,000円(平成19年4月13日)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していな

いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年4月14日は13万円、19年4月13日は13万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、13万円(平成18年4月14日)及び13万1,000円(平成19年4月13日)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していな

いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年4月14日は11万3,000円、19年4月13日は12万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、11万3,000円(平成18年4月14日)及び12万7,000円(平成19年4月13日)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していな

いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年4月14日は10万4,000円、19年4月13日は10万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、10万4,000円(平成18年4月14日)及び10万6,000円(平成19年4月13日)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していな

いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間(平成18年4月14日及び19年4月13日)に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、それぞれ13万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 1102

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年4月14日は10万2,000円、19年4月13日は10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、10万2,000円(平成18年4月14日)及び10万4,000円(平成19年4月13日)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していな

いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を14万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月14日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日に支給された賞与台帳から、申立人は、14万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年4月14日は9万4,000円、19年4月13日は9万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、9万4,000円(平成18年4月14日)及び9万6,000円(平成19年4月13日)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していな

いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間(平成18年4月14日及び19年4月13日)に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を12万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、それぞれ12万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年4月14日は10万6,000円、19年4月13日は10万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、10万6,000円(平成18年4月14日)及び10万8,000円(平成19年4月13日)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していな

いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間(平成18年4月14日及び19年4月13日)に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を12万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、それぞれ12万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年4月14日は11万7,000円、19年4月13日は11万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、11万7,000円(平成18年4月14日)及び11万9,000円(平成19年4月13日)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していな

いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年4月14日は9万2,000円、19年4月13日は9万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、9万2,000円(平成18年4月14日)及び9万4,000円(平成19年4月13日)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していな

いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年4月14日は9万6,000円、19年4月13日は9万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、9万6,000円(平成18年4月14日)及び9万9,000円(平成19年4月13日)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していな

いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間(平成18年4月14日及び19年4月13日)に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、それぞれ15万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年4月14日は9万8,000円、19年4月13日は10万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、9万8,000円(平成18年4月14日)及び10万1,000円(平成19年4月13日)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していな

いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間(平成18年4月14日及び19年4月13日)に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、それぞれ13万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年4月14日は13万5,000円、19年4月13日は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、13万5,000円(平成18年4月14日)及び16万円(平成19年4月13日)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していな

いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間(平成18年4月14日及び19年4月13日)に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、それぞれ13万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間(平成18年4月14日及び19年4月13日)に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、それぞれ13万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年4月14日は13万円、19年4月13日は13万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、13万円(平成18年4月14日)及び13万1,000円(平成19年4月13日)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していな

いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間(平成18年4月14日及び19年4月13日)に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、それぞれ13万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間(平成18年4月14日及び19年4月13日)に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、それぞれ13万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年4月14日は9万2,000円、19年4月13日は9万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、9万2,000円(平成18年4月14日)及び9万5,000円(平成19年4月13日)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していな

いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間(平成18年4月14日及び19年4月13日)に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、それぞれ13万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間(平成18年4月14日及び19年4月13日)に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を8万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、それぞれ8万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間(平成18年4月14日及び19年4月13日)に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、それぞれ13万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間(平成18年4月14日及び19年4月13日)に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、それぞれ12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年4月14日は4万9,000円、19年4月13日は10万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、4万9,000円(平成18年4月14日)及び10万1,000円(平成19年4月13日)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していな

いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年4月14日は2万2,000円、19年4月13日は7万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、2万2,000円(平成18年4月14日)及び7万1,000円(平成19年4月13日)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していな

いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年4月14日は2万2,000円、19年4月13日は13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月14日
② 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年4月14日及び19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、2万2,000円(平成18年4月14日)及び13万4,000円(平成19年4月13日)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していな

いと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、13万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、6万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、3万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を2万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月13日

事業所が申立期間に賞与を支給し、その賞与に対する社会保険料を控除していたにもかかわらず、失念して、被保険者賞与支払届の提出が遅れた。支給後2年を経過していたため、時効により保険料徴収が行えないものとなっているが、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年4月13日に支給された賞与台帳から、申立人は、2万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から同年10月まで

私は、平成4年7月20日に勤めていた会社を退職後、実家があったA市に転居し、A市役所で私と妻の国民健康保険及び国民年金の加入手続を行った。後日、送付されてきた国民年金保険料の納付書によりB銀行で保険料を納付したが、妻の申立期間の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の記録は未加入期間となっており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年7月ごろにA市役所において、妻と一緒に国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により7年5月16日に払い出されていることが確認でき、申立人はこの手帳記号番号により同年6月1日に国民年金の被保険者資格を取得しており、申立期間は未加入期間であることから、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、平成4年7月以降、一時的にC県D市に住所を移しているものの、継続してA市に居住している上、手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

さらに、申立人の妻のオンライン記録を見ると、平成元年8月7日から4年7月21日までが第3号被保険者、同日から同年11月8日までが第1号被保険者、同日に再度、第3号被保険者の資格を取得している記録が6年6月29日に処理され、このうち元年8月から4年2月までの期間について、第3号被保険者の特例の届出が7年6月16日に行われていることが確認できることから、申立人の妻の国民年金加入手続は6年4月ごろに行われたと推認でき、A市に

転居後、夫婦一緒に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

加えて、申立人の妻の平成4年7月から同年10月までの保険料は、オンライン記録により過年度納付されていることが確認でき、4年7月ごろに加入手続をした後に送付されてきた納付書により保険料を納付したとの申立内容と符合しない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月

私は、平成元年8月16日にA社を退職し、同年9月1日にB社に移ったが、その間1か月の空白期間があったので、A社を退職した後に、C市D区役所に行き、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付した。

しかし、申立期間が未加入期間となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年8月にA社を退職した後に、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと申し立てているが、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄にも申立期間に係る資格取得及び資格喪失の記載は無い。

また、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料額など、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付を巡る事情についての記憶があいまいである。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1079

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月から28年8月まで

私は、申立期間、A社にセールス（外交員）として勤めたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

会社の内容は覚えておらず、突然の倒産で資料や書類も残っていないが調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の商業登記簿に記載されている代表者、所在地、事業内容等が申立人の記憶と一致することから、申立人は、申立期間について申立事業所に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立期間当時、B市内には同一又は類似した名称の適用事業所は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人が記憶している同僚2人のうち同姓同名の者は、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い上、死亡しているため、供述を得ることができず、他の同僚は名が特定できないため、被保険者記録の確認等ができない。

さらに、オンライン記録によると、申立事業所の申立期間当時の取締役3人と同姓同名の者のうち、2人は申立期間について被保険者記録が無く、1人は、申立期間のうち1か月は申立事業所とは異なるとみられる事業所において被保険者記録があるものの、3人とも死亡しているため、申立人の申立事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

加えて、申立人は、申立事業所が油脂会社（2社）の代理店となっていたと

していることから、当該2社のオンライン記録を確認したが、申立人の名前は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 26 日から 35 年 3 月 1 日まで
② 昭和 35 年 6 月 30 日から 37 年 2 月 28 日まで
③ 昭和 43 年 8 月 30 日から 44 年 3 月 31 日まで

40 数年前のことで資料等はないが、どの会社（申立期間①：A社、申立期間②：B社、申立期間③：C社、いずれもD都道府県内）も入社して、5、6日後に健康保険証をもらった記憶があり、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が記憶している所在地に申立事業所と同一又は類似した名称の厚生年金保険の適用事業所はない。

また、D都道府県内において、申立事業所と同一名称の適用事業所は無く、類似した名称の適用事業所は16事業所あるが、13事業所については、申立期間後に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時適用事業所となっている3事業所については、各事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の名前は無い上、いずれの事業所も、所在地、事業内容及び申立期間①当時の厚生年金保険の被保険者数から判断して、申立人が主張する事業所とは考え難い。

さらに、申立人は、当時の事業主及び同僚等を記憶しておらず、ほかに申立人の勤務実態や保険料控除を裏付ける供述は得られない。

2 申立期間②については、申立人が記憶している所在地に申立事業所と同一名称の適用事業所はないが、類似した名称の適用事業所があり、当該事業所は、「従業員は、全員、厚生年金保険に加入させていた。申立人に係る被保険者資格取得届及び資格喪失届は残っておらず、おそらく在籍していなかつ

たと思われる。仮に在籍していたとすれば、一人親方的な関係ではないか。」と回答している。

また、当該事業所に係る被保険者名簿において、申立期間②当時に被保険者であったことが確認できる複数の者に照会したものの、申立人を覚えているものはない上、当該事業所の被保険者名簿には、申立期間について申立人の名前は無く、健康保険番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、当時の事業主及び同僚等を記憶していないことから、申立人の勤務実態や保険料控除を裏付ける供述は得られない。

- 3 申立期間③については、申立人が記憶している所在地に申立事業所と同一又は類似した名称の適用事業所は無い。

また、県内においても申立事業所と同一名称の適用事業所は無く、類似した名称の適用事業所は 10 事業所あるが、5 事業所は申立期間前に適用事業所でなくなっている又は申立期間後に適用事業所となっていることが確認できる。一方、申立期間当時適用事業所であった 5 事業所については、1 事業所は、その被保険者名簿に申立期間について申立人の名前は無く、4 事業所はオンライン記録に申立人の名前は無い上、いずれの事業所も、所在地、事業内容及び申立期間③当時の厚生年金保険の被保険者数から判断して、申立人が主張する事業所とは考え難い。

さらに、申立人は、当時の事業主及び同僚等を記憶しておらず、ほかに申立人の勤務実態や保険料控除を裏付ける供述は得られない。

- 4 このほか、申立人が申立期間において事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 9 月 27 日から同年 12 月 30 日まで
② 昭和 48 年 4 月 16 日から 50 年 12 月 30 日まで

申立期間①について、A社での厚生年金保険の記録が1か月になっているが、4か月は働いていた。

申立期間②について、B社（現在は、C社）には、昭和48年2月から2年間は勤めていた。

いずれも働いていた期間と違うので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は申立ての事業所に昭和47年8月または9月に入社し、4か月勤務したとしているが、A社における申立人の雇用保険の加入記録では、昭和47年2月21日から同年9月27日までの7か月の在籍は確認できるものの、同年9月28日以後の勤務は確認できない。

また、申立人は同僚を記憶していないことから、申立期間①に申立ての事業所において被保険者であった同僚二人に照会したところ、申立ての事業所で事務を担当していた同僚は、「申立人は半年ぐらいで辞めた。」、別の同僚も「申立人は7、8か月ぐらい働いていた。」と供述しているものの、両人とも申立人の勤務期間を覚えておらず、申立期間①における厚生年金保険料の控除についても確認できない。

さらに、申立ての事業所は既に廃業しており、元事業主に照会したが、当時の資料は残っていないとしている。

なお、前記のとおり雇用保険の加入記録では、昭和47年2月21日から同年9月27日までの期間について、申立人は申立ての事業所に勤務していたことが確認できるため、同年2月21日から同年8月31日までの期間につい

て確認したところ、オンラインの記録では、申立ての事業所は、申立人が被保険者資格を取得した同年9月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる上、申立ての事業所で事務を担当していた同僚は、「適用事業所になる前は厚生年金保険料は控除していなかった。」と供述している。

- 2 申立期間②については、申立人の雇用保険の加入記録において、昭和48年2月12日に資格を取得し、同年4月15日に離職したことが確認できる。

また、C社に照会したところ、「申立期間②当時は正社員の雇用形態しかなく、会社は従業員の入退社に合わせて厚生年金保険の被保険者資格の取得・喪失の手続をしていたはずなので、資格を喪失しているということは退職したためとしか考えられない。」と供述している。

さらに、申立人は同僚を記憶していないため、申立期間②に申立ての事業所において被保険者であった社員25人に照会したが、申立人を記憶している同僚は確認できない。

- 3 このほかに、申立期間①及び②に申立人が申立ての事業所に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 10 月 1 日から 57 年 12 月 1 日まで
② 昭和 60 年 5 月 18 日から 61 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 10 月に父が経営する A 社の正社員となり、平成 7 年 4 月に退社するまで途切れることなく勤務していたのに、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所に勤務していた関係者の供述から判断して、申立人が申立期間①及び②に申立ての事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立人の父の申立ての事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の被扶養者氏名欄に申立人の名前が記載され、扶養開始年月日が「55. 1. 21」と判読できる日付が確認できる。

また、申立ての事業所の閉鎖商業登記簿謄本により、申立人の父は昭和 56 年*月に死亡していることが確認できるところ、申立人の母の申立ての事業所における被保険者原票の被扶養者氏名欄において、申立人の名前が記載され、扶養開始年月日が「56. 4. 1」、扶養終了年月日が「60. 5. 5」と判読できる日付が確認できる。

さらに、申立人の夫の申立ての事業所における被保険者原票の被扶養者氏名欄に申立人の名前が記載され、扶養開始年月日が「60. 5. 21」、扶養終了年月日が「61. 6. 4」と判読できる日付が確認できることから、申立人が申立ての事業所の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 60 年 5 月 18 日の直後から、夫の被扶養者となっていたことが確認できる。

加えて、申立ての事業所の申立人に係る被保険者原票では、申立人は昭和

44年3月1日に被保険者資格を取得し、49年8月20日に喪失し、57年12月1日に被保険者資格を再度取得していることが確認できるが、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の備考欄には、「再交付 57.12.16」、「氏名変更 57.12.16」と記載されていることから、申立人が申立ての事業所の被保険者資格を57年12月1日に再度取得した際に氏名変更し、年金手帳が再交付されたことが推認できる上、申立期間①及び②について健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る被保険者原票は確認できない。

その上、申立期間①及び②については、申立ての事業所での申立人に係る雇用保険の加入記録は無く、申立ての事業所は、「当時の社会保険や人事・賃金等に関する書類は残っていない。」としている上、当時の事務担当者から保険料控除に係る具体的な供述が得られず、このほかに、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から 62 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間に、A事業所で代替職員として勤務していたのに、厚生年金保険の記録が無いのは納得がいかない。

申立期間である昭和 61 年の源泉徴収票が 2 枚あるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和 61 年 4 月 7 日から 62 年 3 月 31 日まで、A事業所で代替職員として勤務していたことは、雇用保険の加入記録及びA事業所の人事記録により確認できる。

しかし、A事業所では、「代替職員については、昭和 63 年 5 月 1 日以前は、厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった。」としており、オンライン記録においても、A事業所は、昭和 63 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人から提出された 2 枚の昭和 61 年分の給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」の「給与等からの控除分」欄に記載された控除額についてその内訳を試算したところ、同年 3 月まで勤務していたB事業所が支払者となっている源泉徴収票の控除額は、同年 1 月から 3 月までの給料及び賞与の支払金額から試算した厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額とほぼ一致し、A事業所が支払者となっている源泉徴収票の控除額は、B事業所に係る控除額と同年 4 月から 12 月までの給料及び賞与の支払金額から試算した雇用保険料額との合計額とほぼ一致していることから、同年 4 月から 12 月までの厚生年金保険料は控除されていなかったと認められる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月から28年12月まで

私は、A社の社員として、B市にあったC社に住み込みで2年間働いていた。その間、本社の担当者から指示を受けて仕事をしていたので、正社員であったことは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、社員であったと供述しているA社は、オンラインの記録において、厚生年金保険の適用事業所として該当する事業所が確認できないところ、申立人から、事業所はD社であるとの供述があり、同社の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記憶している担当者の加入記録が確認でき、同社発行の「D社百年史」により、申立期間当時、申立人が記憶している担当者が同社販売部で、申立人が記憶している業務を担当していたことが確認できることから、申立人が申立ての業務に従事していたことは推認できる。

しかし、D社では、「申立期間当時の社員名簿を保管しているが、申立人の名前は無く、当社の従業員ではなく販売店が雇ったアルバイトと考えられる。」としており、また、同社販売部の担当者は、「申立期間当時、申立人が記憶している者は本社担当者として、各地区の販売店に実績を増やすよう指示をしていたが、申立人は販売店に雇われている者で、申立人の雇用契約は、本社と結んだものではなかったはずだ。」と供述している。

さらに、申立人が住み込んでいたと供述しているC社は、昭和36年版のB商工名鑑に「E社」との記載があることから、販売店が存在したことは推認できるが、事業所索引簿及びオンラインの記録では、当該販売店が適用事業所であったことは確認できない。

加えて、申立人が記憶している担当者は既に死亡しており、E社の代表者は

確認できず、同僚については姓のみの記憶であることから特定できず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほかに、申立人が申立期間に申立ての事業所に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 5 日から同年 3 月 1 日まで

私が、平成 3 年 1 月から勤務していた会社の厚生年金保険の加入期間が同年 3 月 1 日からになっており、2 か月間が未加入期間となっている。確かに、1 月から勤務していたので、その間の厚生年金保険の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立事業所に平成 3 年 1 月 5 日から勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が記憶する当時の同僚は、「自分は、厚生年金保険の加入記録がある数か月前から勤務していた記憶があり、当時は 3 か月ぐらいの見習期間があったと思う。」と証言しており、申立期間後に申立事業所において被保険者記録のある別の同僚も、「3 か月ぐらいは見習期間があると言われた記憶がある。」と証言している。

また、申立事業所に勤務していた複数の同僚の同意を得た上で、雇用保険の加入記録を確認したところ、厚生年金保険に加入する数か月前から雇用保険の加入記録が確認できることから、当時は、申立事業所において、見習期間があり、入社後すぐに雇用保険には加入させても、厚生年金保険には加入させない取扱いがあったと考えられる。

さらに、申立人は、申立事業所における厚生年金保険料控除に係る記憶が明らかでなく、申立人が申立期間において、保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 11 日から 40 年 1 月 1 日まで

私は、60 歳になる前に年給請求のため社会保険事務所（当時）に行ったところ、A 社（現在は、B 社）C 支店に係る脱退手当金は支給済みとの記録になっていた。

脱退手当金の請求や受給の記憶は無く、脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の厚生年金保険被保険者整理番号 1～38 において、欠番で把握できなかった者を除く 36 人のうち、申立事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失し脱退手当金の受給要件を満たす女性の被保険者は申立人を含め 5 人いるが、これらのうち、4 人が脱退手当金を受給していることが確認でき、うち 3 人が資格喪失後約 3 か月以内に、また 1 人が 4 か月以内に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の厚生年金保険脱退手当金支給報告書に記載されている月数、支給額及び支給年月日は、オンライン記録と一致しており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 3 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 8 月 1 日に会社を退職し、その後、自宅で農業を手伝っていた時に、A社の社長に誘われて就職した。39年11月に自動車の運転免許を取っているため、その少し前まで継続して勤務していた。申立期間当時は、旋盤の仕事をしており、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人の申立事業所における勤務に係る具体的な記憶から、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所は、オンライン記録及び厚生年金保険の適用事業所記号番号払出簿のいずれにも適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立期間当時の同僚（申立事業所の当時の事業主の子）は、「申立期間当時、申立事業所は個人経営の事業所であり、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している上、当該同僚及び申立人が挙げた他の同僚にも申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立事業所は既に廃業しており、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 2 日から 35 年 11 月 1 日まで

私は、婚姻のためA社を昭和 35 年 10 月 31 日で退職し、脱退手当金が支払われたとされる同年 12 月ごろにはB市に転居しているため、脱退手当金は受け取っていない上、支給を知らせる通知も受けていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む12人のうち6人に支給記録があり、その全員が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期が退職後間もないころとなっている。

また、申立事業所を退職後、脱退手当金の支給記録のある同僚は、「申立事業所で脱退手当金を代理請求してもらい、退職後、数か月して申立事業所から脱退手当金が送金されてきた。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給された旨記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和 35 年 12 月 26 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月1日から21年10月1日まで
② 昭和22年4月1日から25年12月1日まで

私は、昭和20年から25年までの期間のうち1年から1年半くらいの間、運転免許を取得する目的でA社に勤務し、運転助手を務めていたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①又は②のうち、連続する1年か1年半くらいの期間、申立事業所に勤務していたと申し立てており、運転免許を取得してから1、2か月後に退職したとしているところ、申立人が運転免許を取得した日は昭和25年7月20日であることが運転免許証の写しにより確認できることから、申立人が主張する勤務時期は、24年から25年ごろと推認できる。

しかしながら、申立期間において申立事業所での厚生年金保険加入記録のある同僚のうち、回答が得られた7人全員が申立人を知らないとしており、このほか申立人の申立事業所での勤務実態をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、上記の同僚7人のうち、運転手をしていたとする同僚1人は、入社した時から厚生年金保険に加入していたとしているものの、他の同僚5人は、入社後、厚生年金保険に加入していない期間があったとしており、このうち2人は、助手をしていた期間中に未加入期間があったとしている。

さらに、申立人は、厚生年金保険料の控除及び健康保険証については覚えていないとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 47 年 9 月まで

私は、昭和 45 年 4 月に勤めていた会社を退職した後、A 市にある B 社に入社し運転手の仕事をしていた。入社してすぐに交通事故を起こしたため、社長から弁済のため 2 年は働いてもらわないと困ると言われたことを記憶している。同社は、次に勤務した会社に入社する直前に退職した。

しかし、同社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所において勤務していたと主張しているものの、同僚の名前を記憶しておらず、申立期間において申立事業所での厚生年金保険加入記録のある同僚のうち、回答のあった 4 人全員が申立人を知らないとしている上、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録も確認できない。

また、登記簿謄本及び同僚の供述により、申立事業所は、申立期間当時は A 市 C 町に在ったことが確認できるが、申立人は申立事業所の詳しい所在地は覚えていないとしている。

さらに、申立期間当時から申立事業所で勤務している同僚は、当時は必ずしも従業員の全員が厚生年金保険に加入していたわけではなく、加入手続は従業員の希望によって行っていたとしている。

加えて、申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しているため、申立人の就労状況及び厚生年金保険加入状況を確認することができず、このほか、申立人が申立期間において申立事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月6日から49年12月1日まで
② 昭和50年4月から55年4月初めまで
③ 昭和60年1月から同年9月1日まで

私は、昭和44年4月から49年11月末まで、A市のBにある公共職業安定所の紹介によりA市、C市、D町等で現場作業の仕事をしていた。

また、昭和50年4月にE事業所に入社し、55年4月初めまで継続して勤務していた。

次に、昭和60年1月にF社に入社し、G事業所において業務に従事した後、同年6月ごろからA市内の企業において業務に従事し同年8月末まで継続して勤務した。

しかし、私の厚生年金保険加入記録を見ると、申立期間①、②及び③が、厚生年金保険の未加入期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A市のBにある公共職業安定所の紹介により、各地で現場作業の仕事をしていたと供述しているが、ハローワークHは、同地区にある公共職業安定所は日雇労働者を専門に職業紹介を行っているとしている。

また、申立人は、申立期間①において受け取っていた健康保険証は、勤務先において印紙を貼ってもらっていたとしており、その供述内容は日雇健康保険被保険者の保険料の納付方法と符合することから、申立人は申立期間①において、厚生年金保険法の適用除外である日雇労働者として働いていたことが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間①において、国民年金に加入しており、この

うち昭和47年4月から49年3月までは保険料を納付済み、同年4月から同年11月までは申請免除期間となっている。

- 2 申立人が申立期間②において勤務したとするE事業所については、適用事業所の中に名称が類似するI社（現在は、J事業所K支店）があり、同事業所の業種と申立人が供述する業務内容が符合することから、申立人が勤務したとする事業所は同事業所であると推認できる。

また、同事業所は、昭和23年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となり現存している。

しかしながら、オンライン記録では、昭和34年1月1日以後、同事業所において厚生年金保険の被保険者として資格を取得した者は確認できない。

また、申立人は、申立期間②において勤務先から健康保険証を受け取っておらず、家族の国民健康保険証を使用していたと供述している上、国民年金に加入しており、昭和50年4月から同年12月までの期間及び52年1月から53年12月までの期間の保険料を納付済み、54年1月から55年3月までは申請免除期間となっている。

なお、J事業所K支店は、昭和55年に退職した者のうち、L共済組合に加入している者の名簿を保管しているものの、その中に申立人の記録は無いとしている。また、L共済組合は、所属団体を退職後、別団体に再就職していない者を対象とする「喪失組合員照会リスト」の中に申立人の名前は無いとしている。

- 3 申立人は、申立期間③において、F社に勤務したと申し立てしているところ、同社が保管する人事記録によると、申立人は昭和60年3月18日に同社に入社し、同年8月7日に退社した記録となっている。また、同年3月1日から同年4月21日まで同社での厚生年金保険加入記録のある同僚は、同年1月ごろから、G事業所において申立人と一緒に業務に従事していたと供述していることから、申立人は、申立期間③のうち、少なくとも同年1月ごろから同年8月7日までは同社に在籍していたことが推認できる。

しかしながら、申立人の同社における雇用保険加入記録を見ると、被保険者資格の取得日が昭和60年3月18日、離職日が同年3月31日とされている。

また、同社において、申立人と同様に勤務していた同僚2人は、入社後、1、2か月の研修期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入していなかったとしており、さらに経理を担当していた同僚は、「同社の従業員は出入りが激しく、半数以上は厚生年金保険に加入していなかった。また、従業員の雇用形態は、正社員、準社員、アルバイト社員であり、正社員のうち常勤で業務を行っていた者は一定の期間を経て厚生年金保険に加入していたが、アルバイト社員は加入しておらず、その他の者は任意で加入していたと思う。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間③において同社から健康保険証を受け取っておらず、家族の国民健康保険証を使用していたと供述している上、国民年金に加入しており、全期間が申請免除期間となっていることから、申立人は同社に正社員としてではなく、準社員又はアルバイト社員として勤務し、厚生年金保険に加入していなかったと考えるのが自然である。

- 4 このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月10日から29年ごろまで

私は、A市でB社に勤務していた時、取引先のC社の事業主から誘われ、昭和25年9月に同事業所に入社し、29年ごろまで正社員として会社に住み込みで勤務した。

しかし、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の現在の事業主（当時の事業主の子）及び当時の同僚は、申立人が申立事業所に勤務していたことを覚えていると供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立事業所は昭和28年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立事業所は申立期間のうち25年9月から28年7月までは、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立事業所の現在の事業主は、昭和28年にD市E町から同市F町に店舗を移し、そのころに厚生年金保険に加入したと思うが、申立人は、それより前に会社を辞めていたと供述している。

さらに、申立人は、申立事業所の申立期間当時の従業員数は3、4人であったとしているが、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年8月1日に被保険者資格を取得している者が7人おり、この中に申立人が元同僚として名前を挙げた者は含まれておらず、この7人のうち連絡先の判明した4人及び申立期間中の29年6月1日に被保険者資格を取得している者1人の計5人全員が、申立人を知らないとしている。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に

おける健康保険番号に欠番は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。